

地震災害

安全確保及び火気の始末

- 窓から離れ机の下にもぐるよう指示
- 野外では、落下物から頭を守り、空き地などに避難
- 無理のない範囲で消火、ガスの元栓を閉める

情報収集

- 授業担当教員は、負傷の有無、程度を確認
- 授業のない教職員は、各教室に急行。被害状況を確認
- 管理職は、テレビ等で津波情報等を把握
- 管理職は、救護や避難の実施方法等を決定

避難の指示及び誘導

- 管理職は、津波にそなえ、避難場所、避難経路を決定
- 校内放送等を通じて避難指示
- 校外活動引率教員に、携帯電話等で避難場所等を指示
- 授業のない教職員は、避難の誘導と安全確保
- 授業担当教員は、指示により避難開始

避難場所での対応

- 人員確認、負傷者の状況確認
- 必要に応じ救急車の要請
- 養護教諭等による救護班を組織し対応
- 負傷者の保護者や家庭に連絡

教育委員会への報告

- 学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を

その他

- 授業の継続や中止等を判断する際、次の点に留意
 - ・ 施設設備点検、安全確認
 - ・ テレビ等で状況把握
 - ・ 校区内の被災状況等を把握
 - ・ 通学路の安全確認
 - ・ 下校の際は保護者と連絡がとれるまで学校に待機

竜巻

身を守るための行動の指示

校内放送等で身を守るための行動をとるよう指示

〔教室にいる場合〕

- ・窓を閉める
- ・カーテンを引く
- ・窓ガラスから離れる
- ・低い姿勢
- ・頭を守る 等

〔教室以外の校舎内にいる場合〕

- ・ガラスを避けられる場所へ
- ・壁に近いところでしゃがむ
- ・頭を守る 等

〔運動場などの屋外にいる場合〕

- ・頑丈な建物に避難 等

避難場所での対応

- 風が収まり、安全確認後、校内放送等で避難の指示
- 人員確認、負傷者の状況確認
- 必要に応じ救急車の要請
- 養護教諭等による救護班を組織し対応
- 負傷者の保護者や家庭に連絡

教育委員会への報告

- 学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を

その他

- 授業の継続や中止等を判断する際、次の点に留意
 - ・施設設備点検、安全確認
 - ・テレビ等で状況把握
 - ・校区内の被災状況等を把握
 - ・通学路の安全確認
 - ・下校の際は保護者と連絡がとれるまで学校に待機

学校施設に起因する事故 (ベランダからの転落)

負傷者の確認及び応急処置

- 負傷者への応急処置及び管理職への連絡
- 救急車の要請・保護者への連絡
- 周囲の児童生徒への動揺等への配慮

救急車への同乗・保護者への連絡

- 教職員の救急車への同乗
- 保護者への連絡（医療機関先、負傷状況等）

付近の立ち入り規制・情報収集

- 事故現場等の立ち入り規制
- 児童生徒の目撃情報等、情報収集
- 情報・記録の一元化

関係機関等への連絡

- 警察への連絡（事故状況、負傷状況等）
- 教育委員会への一報

その他

- 事故現場の安全施設上の改善検討及び措置

校内への不審者侵入

不審者への対応・被害児童生徒の安全確保

- 教職員への緊急連絡（応援要請）
- 負傷の程度の確認、応急処置（救急車の要請）
- 複数教職員の不審者捜査及び不審者対応
（不審者発見時には防衛・隔離）

児童生徒の安全確保

- 緊急放送等による指示
- 部活動等の中断および避難誘導
- 校内にいる全児童生徒の安否確認

関係機関との連携

- 110番通報
- 警察の指示のもと近隣学校園や自治会等へ連絡し被害拡大を防ぐ

情報収集・報告

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 事件に関する情報収集

児童生徒・保護者への対応

- 被害児童生徒の保護者に連絡及び説明（状況により家庭訪問）
- 校内にいる児童生徒の安全な下校（保護者への迎え）
- 下校中の児童生徒の安否確認（保護者への連絡）

シックハウス症候群

状況の把握・対応

- 換気と安全な場所への移動
- 当該場所の使用中止
- 校長は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 当該児童生徒及び周囲にいた児童生徒等から状況の聞き取り
- 当該児童生徒と全児童生徒の健康観察及び経過観察
- 外部への情報提供等、管理職による窓口一本化

児童生徒への対応

- 症状等の程度の確認、応急処置
- 必要に応じ専門医を受診
- 全児童生徒の不安の払拭

保護者への対応

- 当該児童生徒の保護者に、児童生徒の症状や経過、学校の対応について連絡・説明
- 全校児童生徒の保護者に、状況と学校の対応についての周知

関係機関との連携

- 学校薬剤師に相談し、状況に応じて学校環境衛生検査（臨時）

教育委員会への報告

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 状況の変化に応じ適宜連絡

薬品の紛失・盗難

確認・報告

- 全教職員に薬品の使用の有無を確認
- 薬品管理簿等により、残量や数量を確認
- 紛失・盗難を管理職に報告し、速やかに全教職員に連絡
- 管理職は教育委員会に報告し、直ちに警察署に届出
- 現場保存

安全管理

- 管理職は、直ちに水道水等の飲用の禁止を指示
- 担任は、児童生徒に事情を説明するとともに、体調異常の有無を把握し、異常がある場合は養護教諭に連絡
- 養護教諭の対応後、必要があれば医療機関を受診
- 担任は、体調異常があった児童生徒の保護者に連絡

紛失物の発見

- 児童生徒に薬品の危険性を説明し、所持を確認
- 全教職員による校内点検

関係機関への報告

- 必要があれば、保健所、消防署に届出

その他

- 給食、授業の実施の可否について検討
- 学校は事件の状況について保護者に説明
- 教育委員会との連携を密にし、再発防止へ取り組む